

事務局の歴史文化財係 松井教育専門員が、瓦について執筆します。

鬼瓦

先日、御坊市の円満寺を訪れると、境内に立派な鬼瓦が保管されていました。鬼瓦の側面に、「紀州湯浅浦／寺嶋儀兵衛」・「正徳2年」とへうで文字が書かれていたので、今から300年以上前に湯浅浦の寺嶋儀兵衛が、この鬼瓦を製作したことが分かりました。寺嶋家は紀州藩の御用瓦師で、岩出から和歌山市に移り住み、その後、親族や弟子が海南・湯浅・御坊・田辺に分かれ、それぞれの地域で瓦を製作したと思われます。

儀兵衛の製作した瓦は、湯浅町内の寺院をはじめ、和歌山市や海南市などでも確認されています。その中で、一番古いものは元禄10年（1697）に由良の寺院に葺かれていたものです。世襲制かもしれませんが、儀兵衛は江戸時代中期に50年以上、湯浅で瓦を造り続けたようです。

また、儀兵衛の製作した鬼瓦は寺院だけでなく、民家にも葺かれています。瓦の側面にへうで文字が書かれていたり、刻印（ハンコ）が押されているので、まちなかを散策される際には是非、屋根の上の鬼瓦にも注目してみてください。



湯浅伝建地区保存協議会

皆様に瓦版をより身近に感じてもらうために、まちなみ瓦版の記事を募集しています！ご意見・ご要望などございましたら、会長まで連絡をお願いします。

■ホームページ <http://www.eonet.ne.jp/~denken-yuasa>

まちなみ瓦版

■令和 6年 10月 1日
 ■第 72 号
 ■発行：湯浅伝建地区保存協議会
 ■発行責任者：藪野 博孝

湯浅重要伝統的建造物群保存地区選定 再来年で20周年



これまでの町並み保存 修理・修景事業等のパネル展開催中

再来年は重伝建の選定から20周年を迎えます。それを受けて、最初の10年間のパネルにて振り返ります。

パネル展

日程：令和6年9月9日（月）～令和7年3月31日（月）
 午前9時30分～16時30分
 場所：甚風呂別館・湯浅まちなみ交流館



令和5年度保存修理事業の報告

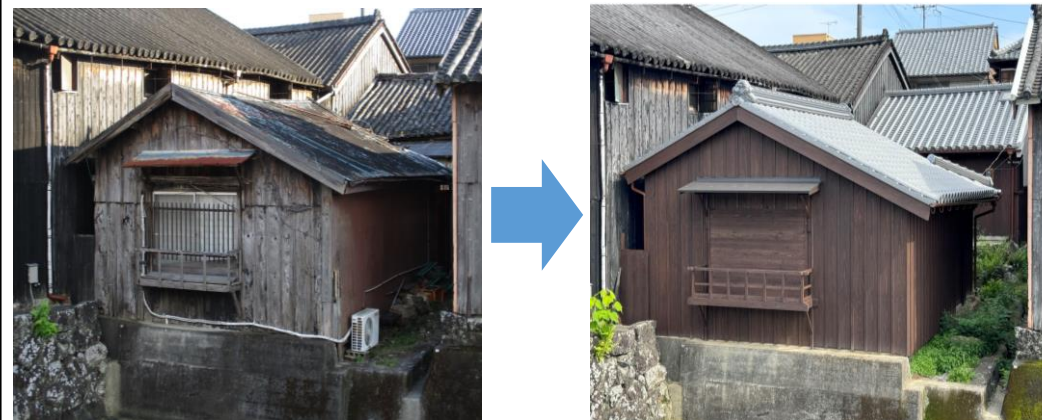
令和5年度は、3件の保存修理事業が実施されました。工事内容を紹介しますので、建物の改修などを検討されている方は、参考にしてください。

戸津井家住宅主屋修理工事（北町）



2カ年の事業で、1年目の令和5年度は、野地板や垂木、破風板などの修理や屋根瓦の葺き替えを行いました。

旧川端家住宅主屋修理工事（北町）



増築部分を撤去し、屋根瓦の葺き替えやトタンや合板張りだった外壁を修復しました。外壁を解体すると西面にも出入口があったことや、南面の出入口の鴨居の位置が分かったので、発見された痕跡に従って復原しました。

上野家住宅主屋修理工事（北町）



2カ年の事業で、1年目の令和5年度は、下がっていた北西隅の柱を建て起こし、玄関まわりを復原しました。
また、屋根瓦の葺きなおし（古瓦を再用）や格子や建具を新調しました。

伝建制度について

重伝建選定から20年を迎える前に、住民として今一度伝建制度への理解を深めていくため、制度についての解説を掲載します。

修理と修景

皆さんがお住まいの家屋が傷んできたとき、屋根の葺き替えや、漆喰の塗り直しなど、必要に応じて手を加えているかと思います。伝建地区内の建物に手を加えるときは現状変更許可の申請が必要になります。このとき、「修理」と「修景」という言葉を使い分けます。伝建における「修理」とは伝統的建造物等に特定した物件を修繕する場合に使います。このとき、建築当時どのような建物だったかを調査し、当時に戻すように修繕します。また、「修景」とは、伝統的建造物以外の建物や塀などを修繕したり新築したりするときに用い、周りの景観に配慮し、基準を満たしたものをいいます。

補助金について

湯浅独自の歴史と文化が作り上げてきた伝統的な町並みの景観を次代につないでいくため、伝統的建造物を修理する際、または伝統的建造物でない建物等についても、周囲と調和した修景をする際は補助を受けることが可能です。現状変更許可を受けた上で修理・修景基準に沿ったものであれば、下記の表の条件で交付できます。しかし、予算には限りがあるため、建物の傷み具合や緊急度などにより、他に緊急度の高い物件があった場合補助事業を実施する年度を待っていただくことがあります。

種 類	補助対象	補助率	限度額
伝統的建造物の修理	建築物 主屋 土蔵 付属屋等	外観保存のための屋根、外壁等及び構造耐力上必要な部分の修理に係る経費	8/10以内 なし
	工作物 塀 石積等	保存のために必要な修理に係る経費	8/10以内 200万円
環境物件の復旧	前栽 樹木	復旧に係る経費	8/10以内 100万円
伝統的建造物以外の建築物等の修景	建築物	屋根、外壁等の外観の修景に係る経費	6/10以内 600万円
	工作物	外観の修景に係る経費	6/10以内 100万円

補助率等（湯浅町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱：別表4）